

動物検疫の輸出入検査等に係る不適切な事例

令和5年度

輸出・輸入	品名	仕出国／仕向国	違反根拠条文	概要	画像	措置状況
輸入	畜産物	ミャンマー	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号、同法第37条第1項第1号、第63条第2号、同法施行規則第43条、第45条	令和5年6月23日、ミャンマーから東京国際空港(羽田)に輸入禁止品(偶蹄類の肉等約1.25 kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。		令和6年2月12日、警視庁がミャンマー人1名を逮捕。
輸入	畜産物	フィリピン	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号、第63条第2号、同法施行規則第43条	令和5年4月19日、フィリピンから成田国際空港に輸入禁止品(偶蹄類の肉等20.7kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。		令和5年9月27日、フィリピン人1名を千葉警察が千葉地方検察庁へ送致。令和6年2月19日、略式起訴、罰金刑。